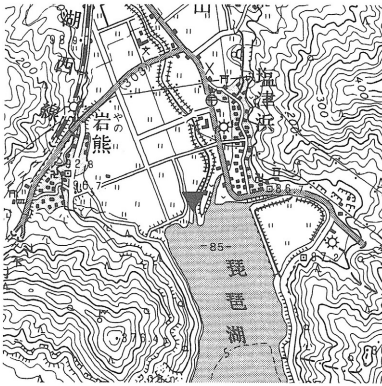


滋賀・塩津港遺跡 しおつこう

- 1 所在地 滋賀県伊香郡西浅井町塩津浜
- 2 調査期間 二〇〇六年（平18）一月～二〇〇八年三月
- 3 発掘機関 滋賀県教育委員会、(財)滋賀県文化財保護協会
- 4 調査担当者 一 北村圭弘、二 横田洋三
- 5 遺跡の種類 祭祀遺跡（神社跡）
- 6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代末期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(敦 賀)

塩津港は琵琶湖の最北端に位置し、京都と北陸方面を琵琶湖を介して結ぶ、多くの物資が經由した港である。調査地点は港として利用されていたと想定される

大川の河口で、現在「大嶋」の字名が残り、かつては河口部の中州であったと考えられる。

今回の調査は河川改修に伴うものである。検出した遺構は平安時代後期から末期にかけての施設で、建物

遺構（掘立柱・礎石・石組）・堀・神泉（井戸）・門・鳥居などで構成され、約五〇m四方の方形区画をもった神社と考えている。

木簡は建物遺構（神社）周辺から三点、その南側を画する堀の中から二二一点が出土した。堀は幅約四・五m深さ六〇cmを測る。断面形状は底が平らで、側面が垂直に立ち上がる箱掘である。堀は施設の中軸線部分で途切れており、ここが入り口となっている。この入口を入った脇で直径五〇cmの木柱を一基検出しており、鳥居の柱と考えている。対となる柱の想定位置は調査区外である。

この鳥居をくぐる手前左側の堀の、一一mの区間を調査した。堀の堆積は大きく二層に分けられる。上層は有機質を多く含んだ粘質土で、時間をかけて堆積し水位の上昇時には琵琶湖と水面を同じくした様子も見られる。下層は砂と粘質土の互層で、堀が掘削された後、時間をあまり置かず流れ込んだ層であることが観察される。

木簡は上下層から出土した。出土点数は破片を含めて二〇〇点を超える。下層の最も早い段階で堆積した層から出土した木簡に保延三年（一一三七）、上層から出土した木簡に保元二年（一一五七）から建久二年（一一九二）までの年紀が認められる。木簡のほとんどは起請文札であり、卒塔婆が数点と告知札かと思われる横木に縦書きした木簡が一点ある。出土状況は雑然と重なり合う様子が観察され、踏み込まれ破砕されたものも見られる。また、堀からは同時に箸・松明・箱・曲物・塗碗・幣串など多彩な遺物が出土している。

(4)

「先梵天帝尺奉始別王城鎮守八幡三所^{〔幡〕}×

請申天判 奉始取別当所五所大明神稻懸祝山津明□×

一万三千七百余所大小神祇冥道□□□□□×

(523)×(85)×10 019

(5)

「維当歳次 大歳□□平治元年六月廿四日奉驚大日本朝中有^{〔勢无勢カ〕〔小カ〕}大^{〔諸神〕}□

再拜々々 奉先大梵天王始王城鎮守八幡三所奉始十八大明神当国鎮守山王七社奉始武建^{〔部〕}マ兵主

三上四所大明神当^{〔郡カ〕〔竹カ〕}鎮守^{〔当所カ〕}生并財才天□□□□鎮守五所大明神若宮^{〔三所カ〕}□□日本国中大小^{〔諸神祇カ〕}□□

右 元者^{〔御庄供カ〕}当^{〔木カ〕〔淨カ〕}米^{〔次升カ〕}佐^{〔米カ〕}安^{〔成包〕}貞光かも是正蔵□□□□□□□□□□

|| 此六人中右供米^{〔見カ〕}此子れに□□太る米^{〔代カ〕}一人々々も子れに□□太る供^{〔米カ〕}□□一升若二三升にても 平治元年六月廿四日
人の取^{〔盗カ〕}□□も□□又此六人^{〔盗カ〕}カ中に^{〔盗カ〕}取^{〔盗カ〕}□□□□□□□□□□神^{〔罰カ〕}□□六人八万四千毛穴每

近三日 □□□□□

2205×125×10 051

(6)

「維歳^{〔次〕}庚辰永暦元年六月十一日戊午吉日□□

先大梵天王帝尺天衆 下界王城鎮八幡 殊别当国□□山王七社当郡竹生嶋□ 若□□買請取□□

再拜々々 □□大神日月五星廿八 賀茂上下祇園 大小神□五所大明神□社日本国□□^{〔地カ〕}

宿炎魔法王四大天王 三所□□□□□□□□□□^{〔冥罰カ〕}神罰□□□□□

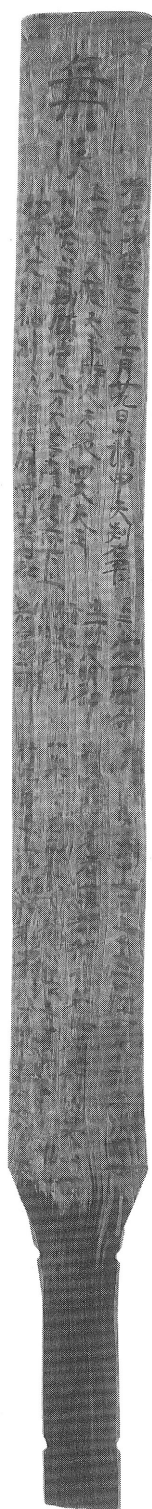
□□□□□

□□□□□

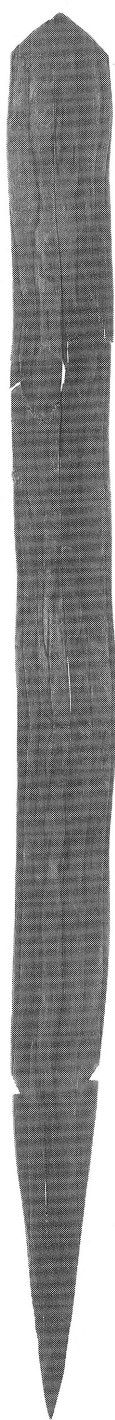
1504×102×7 041



(5)



(14)



(1)



(3)

(16) 一 奉先大□天□□王城鎮守八幡三所□□□□当国鎮守山王七社□□×

再拜々々

[illegible]

(673) × (46) × 8 081

維當年次大歲庚辰永曆元年四月十日奉驚×

☐〔再〕
☐〔部〕
 当国鎮守山王七社武建マ兵主×

$$(532) \times (46) \times 6 \quad 081$$
[illegible]

海運守護
文治三。年□
[四月カ]
□□□□

〔王子カ〕
有之

400×90×5 051

今回報告の木簡はほとんどが「浮上り文字」で、墨痕が確認できる木簡は僅かである。そのため非常に解読が困難であり、十分時間を尽くしていない。今回は比較的形状がよく、文字がある程度解読

できたもの。年紀が残る木簡などに限定して報告する。報告の木簡はいずれも堀一の出土である。木簡の形状は〇五一型式がほとんどで〇四一型式などが数点ある。頭部は丸形、四角形、三角形（圭頭状）に大別できる。墨書のある表面は平滑に仕上げるが、墨書が全くない裏面はへぎ板のままである。下端部は変色等の痕跡はなく地

面に突き刺したのではない。数点の木簡に紐などで繰られていた痕跡が見られ、垣や板などにくくられていたものと思われる。記載された内容は(18)以外すべて起請文である。

(1)は完形品で墨痕が残る。全面削りで頭部は圭頭形に下端は尖らせる。下端部左右に切り込みがあり、その部分に紐などでくくられていた痕跡が残る。本文は三段書きする。簡頭は「請文」か。続いて神文と呼ばれる神仏名が続く。「前山」は不明。「住吉」は他の木簡に記載例はない。当所鎮守の「稻懸祝山」は(4)(14)にも例がある。

誓文の「口表」は噂の意か。盗人の噂を否定する起請文であろう。起請人は「菅原有貞」ら三名である。最後に保元二年（一一五七）八月六日と記す。

(2)は、上端は折れと切断で、下端部は削る。切断面は鋭利な刃物で斜め上から断ち切られている。ほとんどが「浮上り文字」で墨痕が僅かに残る。後半の誓文部分で仮名文字が多い。誓文の内容は明確ではない。

(3)は、全面削りで、頭部は丸く作る。「浮上り文字」が明瞭である。冒頭の「再拝々々」は多出する。一行は段落を区切らずに干支と年号、誓約者「三川安行」を記す。「維歳次」に始まり「敬白」で終わる文書の書式に則る。「塩津」に続く文字は他例のすべてが「五所」である。「米を盗んでいない」事を誓約し、罰文は「毛口」とする。

(4)は、右辺は切断または割れ、下端部は鋭利な刃物で左右から切断されている。文字は浮き上りで残る。「請申天判」は他に一例ある。神文部分のみが残る。「津明」は「津明神」(14)であろう。

(5)は、全長二二〇・五cmの木簡で高島市鴨遺跡出土木簡の一六六・五cmを超える。右側面を部分的に二カ所、幅二cmほど欠損するがほぼ完形である。欠損部は斜め上から鋭利な刃物で切り込まれ、左側面にも同様の傷が残る。「奉驚」の類例は「奉驚」(17)や「驚奉」(14)「驚申」(10)がある。当国鎮守の「山王七社」は日吉神社で他

の木簡でも常に当国の筆頭神である。「武建マ」は(17)にもあり、現存する近江一ノ宮の建部大社である。兵主・三上・竹生弁財天も現存する。第二節目では起請人が「佐木又安、浄貞光、かも是正、蔵次升、□□□□、□□成包」の六人となり、二行目以下の「此六人」と一致する。一行目初め五文字以下は「御庄供米」で「供米」は以下二回出てくる。二行目に二回出てくる「□□太る」の未読文字は同一文字で三行目七文字目も類似する。三行目中段の「盗」は明確ではない。誓約文の大意としては「この六人（運送人か）は庄園領主に納すべき供米を一升たりとも盗んでいない」となる。罰文は三日以下欠損するが定型句の「蒙神罰六人八万四千毛穴毎近三日遠七日」であろう。

(6)は、全面削りの完形品で、頭部は圭頭形、下端部は羽子板状になる。墨書が残る。下段の一行「買請取」から三行目の「神罰」にかけて横に幅一cmほど変色し、紐か細板などで隠されていた痕跡が残る。年は干支と年号を併記する。「戊午吉日」以下は不明。神文部分の「日月五星・廿八宿」は「炎魔法王」の前に、「四大天王」は後に記す。下段の誓文部分は墨の残りが悪い。

(7)は、右側面が部分的に欠損するが、全面削りの完形品である。文字は浮き上りで残る。一行目「歳次」下の「丁丑」は割書する。「丁丑」は保元二年（一一五七）であろう。二段、三行目は「白米二斗」四行目には「件米」など米に関する誓文である。二行目最終

段は年紀が再記されたものか。

(8)は左右両辺割れ、下部は折れている。神文の定型句である大梵天王・帝尺が浮き上がって残る。(9)は左辺割れ、下部は折れている。(10)は七点の破片中の二点である。左右両辺は割れ、上下両端は折れている。「建久二年」(一一九二)は今回出土木簡の年紀では最も新しい。

(11)は上端は折れ、下端部は一段細くし、さらに両側面を削り込むが尖らずに面をなす。左右両辺は割れる。二個体を接合したもので、墨痕が残る。神文と罰文部分で「春日大明神」と「塩津五所大明神」の間は段落の空白になる。下端部の一段細くした「神罰」周辺は幅二cmほど、括られていたためか変色が見られる。

(12)は上端は折れ、下端部は削る。墨痕が残り、誓文部分の残りがよい。「永暦元年」(一一六〇)の年紀は四例ある。最終の「穴太武次」は「武次」をやや上にして割書する。一行目「御庄」は(10)の「御庄供米」の文字と類似する。誓文の「又スソ□二一二斗」は□を「参」とすると文意が不明瞭であるが「具足・又スソ・一二斗」など具体的な物の名称である。

(13)は四周削り。文字は浮き上がりで残る。表面は削り痕の凹凸面が、その上に文字を記しており凹凸は二次調整でなく当初の未調整面を残したと思われる。一行目の「己卯」は平治元年(一一五九)であろう。「七日」の下にも「甲午」の干支を記す。神文部分は誓

文部分に比べ比較的明瞭である。王城鎮守神には「八幡三所・賀茂上下・祇園・稲荷・春日大明神」と連記するが、当国・当郡・当所の諸神は「山王七社・竹生弁才天女・塩津五所」と他例の筆頭神のみを記す。

(14)は羽子板状の完形品である。下部の柄状部分の上下二カ所に切り込みが入る。堀一の下層から出土した。墨書文字は明瞭に残り、神文から誓文、罰文まで文意が判る。本文は三段落、四行書きであるが二段目は五行、最終文字の「と申」は整形した記載面が無くなく、隣の三行目の下に記す。全体に右下がりの文字で、右側面下から筆を運んだ痕跡が見られる。一行目の年紀は「保延三年」(一一三七)で日本最古とされる「三春是行起請文」(「平安遺文」二六四四号)の久安四年(一一四八)よりも一一年遡る。神文は「上界」と「下界」で区分する。当所鎮守神「若宮三所」は(5)・(12)にも記載例がある。三段目二行からの誓文の起請者は「草部行元」で「負荷」は運搬を請け負った荷物、「魚ヲ一巻」は北陸からのものである。草部行元は塩津港を拠点とする湖上水運の運送人と推測される。「取なかして」の「な」は「に」の可能性もある。罰文の「近三日遠七日」「神罰八万四千毛穴如」は定型句である。最終行の「毛口穴」の「口」はやや不明瞭である。「と申」が話し言葉で終わるのは、起請文札を読み上げていた為か。

(15)は、完形品である。墨痕と浮上りでの判読が可能である。文字

は上半部の神文部分が比較的良く残る。本文は五行書きで細かな字をびっしり記す。簡頭の「再拝」は三行分の横幅を取って大書きする。一行目は「謹□請申□天判事」か。神文の「泰山府君司命司祿」「六十餘州」は初出である。誓文に地名と思われる「敦賀」「塩津」がある。

(16)は、墨痕が残る。上端削り、左右両辺割れ、下端は左右から切断される。「三神」は三上神社か。(17)は、上端は削り、左右両辺は割れ、下端は左側面の斜め上から切断される。年は干支と年号を併記する。武建マ(建部)と兵主は二例目になる。(18)は、完形品である。上は丸型の頭部の中央に幅約3cm、高さ約1cmの宝珠状の突起が付く。その部分の劣化は進んでいない。下は右半分は平らに左半分は斜めに削る。上から約一三cmの中央部に5mmほどの穿孔がある。頭部の突起部を柄穴などに差込み、穿孔部は釘で固定したものである。文字は浮き上がりで残る。本文は五行書きで、中央行の頭に「文治三年」(一一八七)と記す。穿孔は「三」と「年」の間にある。これまでの起請文木簡と形状や用途、内容が異なる。「海運守護」は琵琶湖湖上交通の安全を祈願したもので、船札か棟札のように使われたものであろう。

(1)～(17)は起請文木簡である。記載の形式は冒頭に必ず「再拝」や「請申天判」などの神仏を称える語句が記される。本文の形式はすべて神文・誓文・罰文の順に記載され、従来「前書」と呼ばれてい

る誓約文が先になる例はない。本文は長文のため書きやすく、又読みやすくするために二・三段に段落で区切る。一行目は事書形式に年月日や起請者などを一行書きする例(3)(6)(13)(14)もある。年紀は未報告分を含め一二例あり、保延三年から建久二年の五四年間である。月は四月から一〇月に限定され、冬季はない。起請者は一名現れるがいずれも名字を持つ。神文は古代ヒンズー教の神々のうち「梵天・帝釈天」が必ず筆頭に記され、次に中国道教の「炎魔法王・五道大神」などを記す。王城鎮守神は「八幡三所」を筆頭として「賀茂」など平安京や周辺の主要な神々が続く。近江国では「山王七社」が常に筆頭神で、近江一宮である「武建部」は二例あるがいずれも日吉山王社の下位に記される。浅井郡の神はいずれも「竹生島弁才天」である。塩津の当初神は「(塩津)五所大明神」を筆頭に「稻懸祝山・津明神・若宮三所」に限定される。「祝山」の字名は塩津浜北東隣に現存し、香取五神社が祀られている。

誓文は一行以内で簡単に記す場合がほとんどで、文字の残りも悪く、文意がつかみにくい。日常的な物や行為として「口表・米一升・白米二斗・供米・具足・魚一卷」などを「取不取・盗取・取なかし」(12)～(14)などの語句から行為をしていないとする内容が中心である。最後に記される罰文も「神罰冥罰及三人身八万四千每毛孔近三日遠七日内」(1)など古文書にある定型表現が多い。